発行日：2025年6月30日

EA21
環境経営レポート

（運用期間：2024年1月～2024年12月）

郷土の明日を創る

KAWADU 河津建設株式会社

目　次

1　環境経営方針　P1

2　事業活動の概要　P2

3　実施体制　P3

4　環境経営目標（2024～2026年度）　P4

5　環境経営実績　P5

6　環境経営実績(部門別内訳)　P6

7　環境経営計画　P7

8　環境経営目標の実績評価と今後の活動（本社）　P8

9　環境経営目標の実績評価と今後の活動（建設）　P9

10　環境関連法規等の取りまとめ　P10

11　環境関連法規等／遵守評価記録　P11

12　代表者による全体の評価と見直し記録（本社・建設部門）　P12

13　環境配慮型技術・製品の活用記録　P13

14　地域貢献活動の記録　P14

15　地域貢献活動(本社)　P15

16　地域貢献活動(建設部門)　P16

17　環境活動　P17、P18

環境経営方針

《基本理念》

当社は、地域社会の持続的な発展のため、企業活動による環境への影響を、一人一人が認識し、情熱を持って環境負荷の低減に努めます。

《環境経営行動指針》 SDGsを意識「該当項目№12(5)13(1)(2)」

1. 二酸化炭素排出量の削減

電気使用量及び燃料使用量の削減を進めます。

2. 廃棄物の排出抑制

廃棄物の分別を積極的に行い、リサイクル率の向上に努めます。

3. 節水の推進

水の有効利用により、水使用量を削減します。

4. 環境配慮型技術・製品の活用

環境に配慮した技術の提案及び施工を行います。

5. 環境保全活動の推進

工事現場の周辺環境に考慮した地域貢献活動を推進します。

上記の環境方針に基づき、環境目標・活動計画を定め、適時見直し・改善を行っていきます。
また環境関連法規制を遵守し、この方針を全従業員に周知します。
さらに、関係協力会社においても可能な限り賛同していただけるよう、活動していきます。

制定日： 平成27年7月1日

更新日： 令和 3年9月1日

代表取締役

河津龍治

組織と事業活動の概要

□組織の概要

1）名称及び代表者

会社名　河津建設株式会社

代表取締役　　河津　賢太郎

2）所在地

本社　大分県日田市三芳小渕町１５１番

電話　0973-23-8173

FAX　0973-22-2299

ホームページ　http://www.kawadu-kensetsu.co.jp

3）環境経営管理責任者及び担当者（事務局）連絡先

環境経営管理責任者　　：田中　昌則

EA21事務局　　：矢羽田　俊二

□事業活動の概要

1）事業内容

建築・土木等建設工事の請負（建設部門）

2）事業規模

2024年12月期	本社・建設・建築
売上高（百万円）	3,244
従業員（名）	63
延べ床面積（㎡）	713

【注】従業員＝常勤役員、社員、パートなどすべての役職員を含む

3）会計年度

期首　　1 月

期末　　12 月

□認証・登録範囲

全事業所及び全事業活動を対象とする。

＊ 令和4年3月末　介護部門を事業譲渡。2021年1月以降のエコアクション21の活動対象から除外。事業譲渡のための整理を行っており、介護部門のデータ収集は行っていない。

EA21実施体制

確認及び承認印		
代 表 者	環 境 責 任 者	作 成 者
河津	河津	矢羽田

2025年4月1日現在

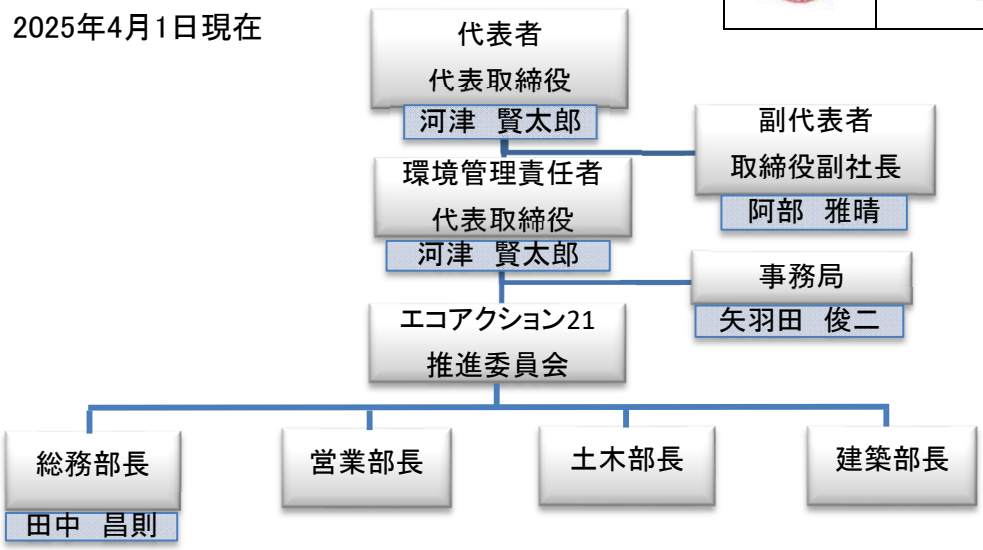

役割　権限　責任	
代表者	・環境経営に関する統括責任者 ・環境経営に必要な経営資源（人・物・資金）を準備する ・環境経営管理責任者の任命 ・環境経営方針を定める ・環境経営目標及び環境経営計画、実施体制を承認する ・代表者による全体の評価と見直しを実施する ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、運用、管理に関する責任者 ・環境経営システムの運用、管理状況を代表者に報告する ・エコアクション21推進委員会の責任者 ・環境経営関連法規等のとりまとめ表の承認、遵守状況チェック結果の承認 ・環境経営目標、環境経営計画、実施体制の確認 ・問題点の是正及び予防処置の承認 ・環境経営レポートの確認
事務局	・環境経営管理責任者の補佐、エコアクション21推進委員会の事務局 ・環境経営関連文書、記録の管理 ・環境経営活動に関する実績のとりまとめ ・外部環境コミュニケーションに関する窓口 ・環境経営レポートの作成
エコアクション21 推進委員会	・環境経営目標、環境経営計画の伝達 ・各部門の実施状況、目標達成状況、問題点などの報告 ・環境経営活動に関する意見交換
部門長	・自部門における環境活動の計画作成、実施 ・自部門における環境活動の目標達成状況を委員会に報告する ・自部門に必要な手順書などの作成、管理 ・自部門の問題点の発見及び是正、予防処置を実施する
全従業員	・環境経営方針、環境経営目標などの理解と自らの役割を自覚する ・自主的、積極的に環境経営活動に参加する

環境経営目標 （2024～2026年度）

作成日　　2024/6/30

承　認	確　認	作　成

【各年度の対象期間は、決算年度 1月～12月】

環境方針の番号	選択課題	基準年度 2023年度実績	2024年度 目標	2025年度 目標	2026年度 目標
1	二酸化炭素排出量削減	377,827 kg-CO2	374,049 基準年度比 ▲1%	370,271 基準年度比 ▲2%	366,493 基準年度比 ▲3%
1	電力消費量削減	80,670 kWh	79,863 基準年度比 ▲1%	79,057 基準年度比 ▲2%	78,250 基準年度比 ▲3%
1	ガソリン消費量削減	45,294 ℓ	44,841 基準年度比 ▲1%	44,388 基準年度比 ▲2%	43,935 基準年度比 ▲3%
1	灯油消費量削減	2,382 ℓ	2,311 基準年度比 ▲3%	2,263 基準年度比 ▲5%	2,215 基準年度比 ▲7%
1	軽油消費量削減	88,791 ℓ	86,128 基準年度比 ▲3%	84,352 基準年度比 ▲5%	82,576 基準年度比 ▲7%
1	LPG使用量削減	127 kg	124 基準年度比 ▲3%	121 基準年度比 ▲5%	119 基準年度比 ▲7%
2	廃棄物排出量削減	4,931 t	4,783 基準年度比 ▲3%	4,684 基準年度比 ▲5%	4,586 基準年度比 ▲7%
2	産業廃棄物再資源化率確保	96.00 %	90% 以上確保	90% 以上確保	90% 以上確保
3	水使用量の削減	194 ㎥	192 基準年度比 ▲1%	184 基準年度比 ▲2%	188 基準年度比 ▲3%
4	環境配慮製品の使用	11 件	11件以上 前年度以上	11件以上 前年度以上	11件以上 前年度以上
5	環境保全型 地域貢献活動への参画	8 件	8件以上 前年度以上	8件以上 前年度以上	8件以上 前年度以上

※「二酸化炭素排出量」においては2023年度実績及び2024～2026年度目標値とも、九州電力の2023年度排出係数の実績値0.406kg-CO2/kWhにより改定。

環境経営実績

【対象期間は、1月～12月】

環境方針の番号	選択課題	単位	基準年度 2023年度 実績	2024年度 実績値	2025年度 実績値	2026年度 実績値
1	二酸化炭素排出量削減	kg-CO2	377,827	394,470		
			—			
1	電力消費量削減	kWh	80,670	67,387		
			—			
1	ガソリン消費量削減	ℓ	45,294	53,625		
			—			
1	灯油消費量削減	ℓ	2,382	3,012		
			—			
1	軽油消費量削減	ℓ	88,791	89,975		
			—			
1	LPG使用量削減	kg	127	68		
			—			
2	廃棄物排出量削減	t	4,931	5,521		
			—			
3	水使用量の削減	㎥	194	223		
			—			
4	環境配慮製品の使用	品	11	11		
			—			
5	環境保全型 地域貢献活動への参画	回	8	5		
			—			

※下段の数値は基準年度（2020年度）比増減を示す。
※小数点以下は四捨五入している。
※2020年度（基準年度）及び2021～2023年度実績のCO2排出量算出においては、
九州電力の「2017年度実績　CO_2排出係数（調整後排出係数）　0.463kg-CO_2/kWh」により換算。

環境経営目標及び実績（本社・建設部門）

【本年度の対象期間は、1月～12月】

環境方針の番号	選択課題	単位	部門	基準年度 2023年度 実績	2024年度 目標値		2024年度 実績値	2024年度 達成率	評価
1	二酸化炭素排出量削減	kg-CO2	本社	29,702	▲1%	29,405	30,970	95%	△
			建設部門	348,125		344,644	363,500	95%	△
1	電力消費量削減	kWh	本社	26,064	▲1%	25,803	30,180	85%	×
			建設部門	54,606		54,060	37,207	145%	○
1	ガソリン消費量削減	ℓ	本社	7,579	▲1%	7,503	7,304	103%	○
			建設部門	37,715		37,338	46,321	81%	×
1	灯油消費量削減	ℓ	本社	0	▲3%	0	394	0%	×
			建設部門	2,382		2,311	2,618	88%	×
1	軽油消費量削減	ℓ	建設部門	88,791	▲3%	86,128	89,975	96%	△
1	LPG使用量削減	kg	本社	17	▲3%	17	17	99%	△
			建設部門	110		107	51	210%	○
2	廃棄物排出量削減	t	本社	420	▲3%	407	420	97%	△
			建設部門	4,511		4,376	5,101	86%	×
2	産業廃棄物再資源化率確保	%	本社	96%		90%	98%	108%	○
			建設部門						
3	水使用量の削減	㎥	本社	131	▲1%	130	131	99%	△
			建設部門	63		62	92	67%	×
4	環境配慮型技術・製品の活用	品	本社・建設部門	11	目標以上使用	11	11	100%	○
5	環境保全型 地域貢献活動への参画	回	本社・建設部門	8	目標以上行う	8	5	63%	×

※小数点以下は四捨五入している。
※2020年度（基準年度）及び2021年度実績のCO2排出量算出においては、
　九州電力の「2021年度実績　CO2排出係数（調整後排出係数）　0.463kg-CO2/kWh」により換算。
※建設部門の産業廃棄物は単月で比較不可能につき次年度以降に年間比較を行う。
※評価は100%≦○、90%≦△＜100%、×＜90%とする。×については是正処置を行う。

環境経営計画

（本社・建設部門）

承　認	確　認	作　成
河津	河津	矢羽田

環境方針の番号	目標課題	具体的な行動（活動）	対象
1	電力消費量削減	1. 昼休みの消灯	本社・建設部門
		2. 照明のLED化	本社
		3. 不在時消灯の徹底	本社・建設部門
		4. OA機器、離席時のスタンバイモード活用	本社
		5. クールビズ・ウォームビズ運動の実施	本社・建設部門
		6. 空調温度の適正化	本社・建設部門
1	ガソリン消費量削減	1. 乗車前の点検（タイヤ空気圧など）	運転者
		2. エコドライブの実施	運転者
1	灯油消費量削減	1. 室内職員不在時の消火	本社・建設部門
		2. 換気時にあわせた定期的な消火	本社・建設部門
1	軽油消費量削減	1. エコドライブの推奨	現場責任者
		2. 低燃費仕様の重機の推奨	建設部門
		3. 過積載の禁止	現場責任者
		4. バイオディーゼル燃料使用	運転者
2	廃棄物排出量削減	1. 再生紙、裏紙の使用	本社・建設部門
		2. 混合廃棄物の削減	本社・建設部門
		3. ペーパーレス化の推進	本社・建設部門
		4. 再資源化率の向上	本社・建設部門
3	水使用量削減	1. 節水の呼びかけ	本社・建設部門
		2. 車両洗浄時の高圧洗浄機の使用	本社・建設部門
		3. 軽微な食器洗いは洗剤を利用しない	本社・建設部門
4	環境配慮製品の活用	1. 環境配慮型の技術等の提案を実施	現場責任者
		2. 低騒音、低振動機械の利用促進	現場責任者
		3. グリーン購入の推進	本社・建設部門
		4. 講習会・研修会への積極派遣	本社・建設部門
5	社会貢献への参加	1. 毎月１回本社近隣の清掃活動を実施	本社・建設部門
		2. 環境ボランティアの参加	本社・建設部門

環境経営目標の実績評価と今後の活動

本社

2024年1月～2024年12月

項目（単位）	基準値	目標値	実績	達成度
1．合計CO2排出量(kg-CO2)	29,702	29,405	30,970	95%
電気使用量(kWh)	26,064	25,803	30,180	85%
ガソリン使用量(ℓ)	7,579	7,503	7,304	103%
LPG使用量(kg)	17	17	17	99%
灯油消費量削減(ℓ)	0	0	394	0%
軽油消費量削減(ℓ)	建設部門のみ該当			
目標未達 真冬真夏の光熱用電力の使用が増加。冬場にエアコン不具合のため、修繕期間に灯油を使用。 ガソリン使用は社有車での移動が減ったため、減少し目標値を達成。				
2．廃棄物(t)	420.00	407.00	420	97%
産業廃棄物再資源化率確保	96%	90%	98%	108%
不要なFAX受信印刷の排除、両面印刷による紙使用の節約を推進、印刷していた書類等の電子化が進んでいる。 産業廃棄物再資源化率は例年90%以上を維持しており問題ないレベル。 ＊産業廃棄物再資源化率は本社、建設部門に分けていないため、本葉に記載				
3．水使用量(㎥)	131	130	131	99%
使用量は1年を通して減少し目標達成。本社の使用量は必要最小限に抑えられており、特段の変動要因もなく同水準の推移。				
4．環境配慮型技術・製品の活用	2	2	2	100%
環境配慮型技術・商品に係る情報に常に敏感であるように努め、コストパーフォーマンスに優れる場合には積極的に導入・活用していきたい。				
5．地域貢献	3	3	2	67%
従来の地域貢献活動も概ね定着しておりこれらの活動を継続するとともに、地域社会から認められる地域貢献活動を目指す。				

環境経営目標の実績評価と今後の活動

建設部門

2024年1月～2024年12月

項目（単位）	基準値	目標値	実績	達成度
1．合計CO2排出量(kg-CO2)	348,125	344,644	363,500	95%
電気使用量(kWh)	54,606	54,060	37,207	145%
ガソリン使用量(ℓ)	37,715	37,338	46,321	81%
灯油消費量削減(ℓ)	2,382	2,311	2,618	88%
軽油使用量(ℓ)	88,791	86,128	89,975	96%
LPG使用量(kg)	110	107	51	210%
・当期の工事受注量が増えた要因によるが、建築部門の現場所在地が遠方となったこと、大規模旅館改修工事のコンクリート固めのための灯油使用があげられ、燃料関係の消費が前年度以上の数値となった。 ・LPGの使用量は半減し、電気料も節約できたものの達成率は95%に留まった。				
2．廃棄物(t)	4,511	4,376	5,101	86%
産業廃棄物再資源化率確保	96%	90%	98%	102%
当期は大規模建物の改修工事や道路改良、河川掘削といった産業廃棄物が発生する工種が多く、コンクリートリート塊やアスファルト、木くずなどの処分が増え、廃棄物量は約15%増加。 ただし、再資源化率は90%以上であり目標達成。				
3．水使用量(㎥)	63	62	92	67%
建築現場の使用増や冬場の雪寒対応のため塩カリ散布後の車両洗浄が例年と比較して多かったため、水使用量は増加。目標未達。				
4．環境配慮型技術・製品の活用	9	9	9	100%
「低騒音・振動型機械の導入」、「再生材の活用」等のほぼ定着しつつある技術・製品はもちろんのこと、新たな技術・製品についての情報感度を高め、、「創意工夫」・「新技術」として発注者に積極的に提案していくことに努める。				
5．地域貢献	5	5	3	60%
本社と一体になって現場を拠点とする環境美化活動の実践・地域の行事への積極的な参加を通じて、地域社会とのコミュニケーションの深化、地域との共存を図る。				

環境関連法規等の取りまとめ

法律等の名称	当社に適用される要求事項	当社の対応 自主基準	届出先	責任部門	評価時期	証拠となる記録等
廃棄物処理法	（産業廃棄物の保管基準） ・掲示板設置（大きさ：６０ｃｍ×６０ｃｍ以上） 種類・管理者名・連絡先・積上げ高さを表示 ・保管施設により、飛散、流出及び地下浸透しない措置 ・ネズミ、蚊、ハエその他害虫発生防止	基準に適合した措置 （保管場所の面積が200m2以上の場合、要届出）	知事	排出部門	日常点検	現物監視
	（産業廃棄物の委託基準） ・知事の許可を受けた収集運搬業者又は処理業者と契約 ・委託契約は書面で ・委託処理内容など必要事項記載 ・収集運搬業又は処理業の許可証添付	委託基準の遵守 （期限内の許可証添付）	—	排出部門	契約毎	委託契約書 許可証写し
	（産業廃棄物管理票） ・全ての産業廃棄物に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付	排出部門が記載	—	排出部門	工事毎	産業廃棄物管理票
	・産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票を５年保存	ファイルに保管				
	・９０日以内にＢ２、Ｄ票、１８０日以内にＥ票の送付がない場合は、業者へ照会し、状況を３０日以内に行政へ報告	毎月１回チェック	知事		1回/月	産業廃棄物管理票 未回収報告書
	（産業廃棄物管理票交付等状況報告） ・前年度の交付状況を報告 ・中間処理業者の交付する２次マニフェストも報告 ・県内で排出したものに限る	毎年4月1日～6月30日の間に提出	知事	総務部	1回/年	交付等状況報告書
資源有効利用促進法	（特定再利用業種） ・建設業：土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊のリサイクルが求められている（努力義務）		—	排出部門	工事毎	設計数量以外は 創意工夫
	（指定副産物） ・建設業：土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材等の減量化及びリサイクルが求められている（努力義務）		—	排出部門	毎年3月	回収・リサイクル 費用の支払写し
	（排出者の役割） 指定再商品化製品の自主回収、再資源化に協力	回収・リサイクル費用の支払				
建設リサイクル法	（建設工事の事前届出） （元請業者は発注者に届出事項を記載した書面を交付し、説明しなければならない） ・解体工事：床面積の合計が８０㎡以上 ・新築又は増築の工事：床面積の合計が５００㎡以上 ・新築、増築、解体以外の工事：請負代金が１億円以上	対象建設工事受注時に書面 作成し、発注者に説明	知事	建設部門	工事毎	分別解体計画届出 書面控
騒音規制法	（特定建設作業の届出）日田市の場合 ・指定地域内で特定建設作業を行う者は、７日前までに市町村長へ届出 ・くい打機、くい打くい抜機を使用する作業 ・バックホウ（原動機の定格出力８０ｋｗ以上）を使用する作業 ・トラクターショベル（原動機の定格出力７０ｋｗ以上）を使用する作業 ・ブルドーザー（原動機の定格出力４０ｋｗ以上）を使用する作業	市町村によって基準が違う場合があるため都度確認すること。 環境大臣指定低騒音型を除く	市長 村長	建設部門	工事毎	届出控
振動規制法	（特定建設作業の届出）日田市の場合 ・指定地域内で特定建設作業を行う者は、その７日前までに市町村長へ届出 ・くい打機、くい打くい抜機を使用する作業 ・ブレーカーを使用する作業（手持ち式を除く）	市町村によって基準が違う場合があるため都度確認すこと。	市長 村長	建設部門	工事毎	届出控
排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程	対象事業が公共工事の場合 ・小型バックホウ、バックホウ、トラクタショベル、ブルトーザ、発動発電機、空気圧縮機、油圧パワーユニット、ロードローラ、タイヤローラ等	ステッカー貼付の 建設機械使用	発注者	建設部門	工事毎	ステッカー確認
低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程	対象事業が公共工事の場合 〈低騒音型〉 ・ブルトーザー、バックホウ、トラクターショベル、バイブロハンマー、削岩機、コンクリートカッター、空気圧縮機、発動発電機　等 〈低振動型〉 ・バイブロハンマー、バックホウ	ステッカー貼付の 建設機械使用	発注者	建設部門	工事毎	ステッカー確認
消防法	（一定規模以上の事業所に対する規定） 防火管理者の選任（従業員50人以上）	規制遵守	防火 管理者	総務部	1回/年	届出控
	（第4類危険物の指定数量） 第一石油類（非水溶性）：200ℓ―ｶﾞｿﾘﾝ､ｼﾝﾅｰ等 （水溶性）：400ℓ 第二石油類（非水溶性）：1000ℓ―灯油、軽油等 （水溶性）：2000ℓ	指定数量遵守	—	使用部門	1回/年	現物監視
フロン排出抑制法	第一種特定製品	簡易点検の実施	—	使用部門	1回/3ヶ月	製品の外観確認等
	第一種特定製品（圧縮機の定格出力が7.5～50kW）	有資格者の定期点検の実施	—	使用部門	1回/3年	フロン排出抑制法 点検整備記録簿
	第一種特定製品（圧縮機の定格出力が50kW以上）	有資格者の定期点検の実施	—	使用部門	1回/年	
大気汚染防止法	建築物等の解体・補修時の石綿含有建材の事前調査義務	解体工事での調査実施点検	県	建築部門	工事毎	報告（記録）書
	大分県への調査結果報告義務	有資格者の実施記録				有資格者証確認
その他	関係各所からの指摘・指導	部門長に報告後即是正	—	全部門	1回/月	是正報告書 クレーム報告書

※法令違反無し・官庁指摘指導なし・関係者からの苦情なし

環境関連法規等／遵守評価記録

令和7年6月30日

法律等の名称	当社に適用される要求事項	当社の対応 自主基準	届出先	責任部門	評価時期	証拠となる記録等	適否 要〇印
廃棄物処理法	（産業廃棄物の保管基準） ・掲示板設置（大きさ：６０ｃｍ×６０ｃｍ以上） 種類・管理者名・連絡先・積上げ高さを表示 ・保管施設により、飛散、流出及び地下浸透しない措置 ・ネズミ、蚊、ハエその他害虫発生防止	基準に適合した措置	—	排出部門	日常点検	現物監視	適・否
	（産業廃棄物の委託基準） ・知事の許可を受けた収集運搬業者又は処理業者と契約 ・委託契約は書面で ・委託処理内容など必要事項記載 ・収集運搬業又は処理業の許可証添付	委託基準の遵守 （期限内の許可証添付）	—	排出部門	契約毎	委託契約書 許可証写し	適・否
	（産業廃棄物管理票） ・全ての産業廃棄物に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付	排出部門が記載	—	排出部門	工事毎	産業廃棄物管理票	適・否
	・産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票を５年保存	ファイルに保管					
	・９０日以内にＢ２、Ｄ票、１８０日以内にＥ票の送付がない場合は、業者へ照会し、状況を３０日以内に行政へ報告	毎月１回チェック	知事		1回/月	産業廃棄物管理票 未回収報告書	
	（産業廃棄物管理票交付等状況報告） ・前年度の交付状況を報告 ・中間処理業者の交付する２次マニフェストも報告 ・県内で排出したものに限る	毎年4月1日～6月30日の間に提出	知事	総務部	1回/年	交付等状況報告書	適・否
資源有効利用促進法	（特定再利用業種） ・建設業：土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊のリサイクルが求められている（努力義務）		—	排出部門	工事毎	設計数量以外は 創意工夫	適・否
	（指定副産物） ・建設業：土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材等の減量化及びリサイクルが求められている（努力義務）		—	排出部門	毎年3月	回収・リサイクル 費用の支払写し	適・否
	（排出者の役割） 指定再商品化製品の自主回収、再資源化に協力	回収・リサイクル費用の支払					
建設リサイクル法	（建設工事の事前届出） （元請業者は発注者に届出事項を記載した書面を交付し、説明しなければならない） ・解体工事：床面積の合計が８０㎡以上 ・新築又は増築の工事：床面積の合計が５００㎡以上 ・新築、増築、解体以外の工事：請負代金が１億円以上	対象建設工事受注時に書面 作成し、発注者に説明	知事	建設部門	工事毎	分別解体計画届出 書面控	適・否
騒音規制法	（特定建設作業の届出）日田市の場合 ・指定地域内で特定建設作業を行う者は、７日前までに市町村長へ届出 ・くい打機、くい打くい抜機を使用する作業 ・バックホウ（原動機の定格出力８０ｋｗ以上）を使用する作業 ・トラクターショベル（原動機の定格出力７０ｋｗ以上）を使用する作業 ・ブルドーザー（原動機の定格出力４０ｋｗ以上）を使用する作業	市町村によって基準が違う場合があるため都度確認すること。 環境大臣指定低騒音型を除く	市長 村長	建設部門	工事毎	届出控	適・否
振動規制法	（特定建設作業の届出）日田市の場合 ・指定地域内で特定建設作業を行う者は、その７日前までに市町村長へ届出 ・くい打機、くい打くい抜機を使用する作業 ・ブレーカーを使用する作業（手持ち式を除く）	市町村によって基準が違う場合があるため都度確認すること。	市長 村長	建設部門	工事毎	届出控	適・否
排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程	対象事業が公共工事の場合 ・小型バックホウ、バックホウ、トラクタショベル、ブルトーザ、発動発電機、空気圧縮機、油圧パワーユニット、ロードローラ、タイヤローラ等	ステッカー貼付の 建設機械使用	発注者	建設部門	工事毎	ステッカー確認	適・否
低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程	対象事業が公共工事の場合 〈低騒音型〉 ・ブルトーザー、バックホウ、トラクターショベル、バイブロハンマー、削岩機、コンクリートカッター、空気圧縮機、発動発電機　等 〈低振動型〉 ・バイブロハンマー、バックホウ	ステッカー貼付の 建設機械使用	発注者	建設部門	工事毎	ステッカー確認	適・否
消防法	（一定規模以上の事業所に対する規定） 防火管理者の選任（従業員50人以上）	規制遵守	防火 管理者	総務部	1回/年	届出控	適・否
	（第4類危険物の指定数量） 第一石油類（非水溶性）：200ℓ―ｶﾞｿﾘﾝ、ｼﾝﾅｰ等 （水溶性）：400ℓ 第二石油類（非水溶性）：1000ℓ―灯油、軽油等 （水溶性）：2000ℓ	指定数量遵守	—	使用部門	1回/年	現物監視	適・否
フロン排出抑制法	第一種特定製品	簡易点検の実施	—	使用部門	1回/3ヶ月	製品の外観確認等	適・否
	第一種特定製品（圧縮機の定格出力が7.5～50kW）	有資格者の定期点検の実施	—	使用部門	1回/3年	フロン排出抑制法 点検整備記録簿	適・否
	第一種特定製品（圧縮機の定格出力が50kW以上）	有資格者の定期点検の実施	—	使用部門	1回/年		
大気汚染防止法	建築物等の解体・補修時の石綿含有建材の事前調査義務	解体工事での調査実施点検	県	建築部門	工事毎	報告（記録）書	適・否
	大分県への調査結果報告義務	有資格者の実施記録				有資格者証確認	
その他	関係各所からの指摘・指導	部門長に報告後即是正	—	全部門	1回/月	是正報告書 クレーム報告書	適・否

※法令違反無し・官庁指摘指導なし・関係者からの苦情なし

代表者による全体の評価と見直し記録
（本社・建設部門）

代表者	環境責任者	記入者

評価対象の期間	2024年度（2024年1月～　2024年12月）の活動　（本社・建設部門）		
見直し実施日	2025年6月26日㈭　17:00	場所	本社１階会議室
出席者	副代表者　阿部雅晴　　土木部長　高倉憲彦 環境管理責任者　河津賢太郎　　建築部長　三苫広志 事務局　矢羽田俊二 総務部　田中昌則		

環境情報	環境管理責任者の所見	代表者のコメント
1　環境関連法規等の遵守状況確認結果	SDGsをはじめ、環境保護に対する考え方は社会に浸透しており、企業としても無視できない。業務上の目的に加えて、常に環境関連法令をおさえることが求められる。	環境関連法案は進化するものと考えられ、法令の改正に的確に対応するとともに法令遵守の徹底を図る。
2　環境目標の達成状況	本年度は目標達成項目が少なく、環境保全に対する貢献度が低水準となった。要因を検証し、働き方や業務内容を見直すことも必要。	収益拡大を要因とする影響は、やむを得ないが、努力すれば改善できる項目を再度洗い出し、次期に反映されたい。
3　環境活動計画の実施状況	活動計画は掲げているものの、コロナ禍では、阻害要因も自然抑制された感があるが、再度活動計画の意識づけが必要。	当期の結果からも数値が反映しているように、維持若しくは改善したとは言えない。環境対策を、随時検討すること。

代表者の指示見直しの必要性判断と	①環境経営方針	今期と同様の内容で継続していく。
	②環境経営目標	数値目標については基準を含めて見直していく。
	③環境経営活動計画	今期と同様の内容で継続していく。
	④環境経営システム	ISO9001のQM会議の中で検討する。
	⑤実施体制	見直しすべき目標設定を吟味し、継続していく。
	その他の指示	各部門の目標値と実績値の見える可を図ること。

環境配慮型技術・製品の活用記録

（本社）

1.	エコマーク商品の活用	エコマーク商品の作業服を購入
2.	エコテクノ研修・技術講習	環境及び技術力の研鑽のための研修会等への参加

（建設部門）

1.	排ガス規制対応機械の使用	排ガス規制に対応した国土交通省指定の「排出ガス対策型建設機械」の導入・活用
2.	低騒音・低振動機械の使用	国土交通省の指定を受けた「低騒音型・低振動型建設機械」の導入・活用
3.	AIS機能付バックホウの活用	バックホウ(油圧ショベル)について、アイドリング時間が一定時間を超過すると自動でアイドリングを停止する機能を装備した機械を採用
4.	大容量燃料タンクを搭載したエコベース発電機の活用	エコベース内への雨水の浸入をわずかな量に抑えることができ、燃料とオイル等の機外流出を防止できる発電機を活用
5.	ソーラーパネル式器具の活用	交通規制実施の際、ソーラー発電型掲示板・信号等を使用
6.	油脂吸着マットの使用・常備	不足の事態に備えて河川現場で油脂吸着マットを発電機の周辺に使用
7.	間伐材の活用	間伐材を利用した安全掲示板を積極活用
8.	エコマーク付建築資材の活用	建築工事においてエコマーク付き再生材料の活用
9.	循環型資源(資材)の活用	砕石・アスファルト等再生材を利用した循環型資源の(資材)の積極活用

地域貢献活動の記録

（本社）

1	フリースクールあさひ　建物改修支援	在宅生徒の学習施設　建物内外装改修及び家具電化製品等の物品提供、また駐車場舗装整備で教育団体を支援しました。
2	千年あかり点火式	第20回千年あかりの点火式が行われ、竹灯籠の点火ボランティアに弊社から22名の社員が参加しました。

（建設部門）

1	日田林工高等学校 インターンシップ	日田林工高校建築土木科2年生（土木2名・建築2名）がインターンシップに訪れ、弊社が施工中の土木・建築現場にて就業体験を行いました。
2	道路ふれあい月間　清掃活動	建設業協会が主催する市内の幹線道路の路肩ごみ拾い、清掃を行いました。（大原野農道　日田市天瀬町本城～玖珠郡玖珠町大字山浦）
3	土地改良施設愛護活動	市内農道法面や路肩の草刈りに、2名の社員を派遣。

当社の活動状況

地域貢献活動（本社）

１．フリースクールあさひ　施設改修支援

２．千年あかり点火式

当社の活動状況
地域貢献活動(建設部門)

１．日田林工高等学校インターシップの受け入れ

２．道路ふれあい月間　清掃活動

３．土地改良施設愛護活動

当社の活動状況

環境活動 ①

１．排出ガス対策型建設機械の使用

２．低騒音・低振動機械の使用

当社の活動状況

環境活動 ②

3．AIS機能付バックホウの活用

5．大容量燃料タンクを搭載したエコベース発電機の活用

6．間伐材を利用した安全掲示板の活用